様式第１号

被災家屋等の解体及び撤去に係る申請書

年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者（被災家屋等の所有者）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 〒 | | | | |
|  | | | | |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  | | | | 実印 |
| 氏名 |  | | | |
| 生年月日 |  | | 電話 |  | |
| 資本金 | 円 | | 従業員数 | 人 | |
| 申請代理人 | 住所 | 〒 | | | | |
|  | | | | |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 印 | 電話 |  | |
| 氏名 |  |
| 申請者との関係　　□配偶者　　□子　　□親　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 連絡先 | ※工事立会、調整等の連絡先　□申請者と同じ　□申請代理人と同じ　□その他（　　　　　　　　） | | | | | |
| 住所 | 〒 | | | | |
|  | | | | |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  | | 電話 |  | |
| 氏名 |  | |

　令和６年能登半島地震による以下の被災家屋等について、新潟市において解体及び撤去を実施するよう申請します。

被災家屋等の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | □申請者住所と同じ  □異なる　所在地（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 種類 | □住宅　　　　　（棟数　　　棟）  □倉庫・物置　　（棟数　　　棟）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　（棟数　　　棟） |
| り災証明書又は  これに準じる書面 | □り災証明書（　全壊　・　大規模半壊　・　中規模半壊　・　半壊　）  □り災証明書に準じる書面（　全壊　・　半壊　）  （証明書番号：　　　　　　　　　　　　） |
| 権利関係 | (1) 共有者　　　□なし　　□あり（自分の外　　名）  (2) 区分所有　　□なし　　□あり  (3) 権利関係（賃借権、抵当権、根抵当権等）  □なし　□あり（内容・権利者　　　　　　　　　　　　　　　）  解体及び撤去に関する権利者の同意　　□なし　　□あり |
| 備考 |  |

※申請者が法人の場合は、氏名欄に法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印し、資本金及び従業員数を記載してください。

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意

　この申請による被災家屋等について、新潟市（以下「市」という。）が解体及び撤去を行うにあたり、以下の点について同意します。

１　市が当該被災家屋等の解体及び撤去を行うにあたり、市からの連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意を持って対応すること。

２　本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、解体及び撤去後の整地は行われないこと。

３　申請から市が解体及び撤去に着手するまでの間は、申請者の責任において当該被災家屋等を適切に管理すること。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応すること。

４　当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。

５　当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたもの（残置物）については、廃棄物として解体及び撤去の対象となること。

６　当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の切断工事及びそれに伴う諸手続きを完了させること。

７　当該被災家屋等の解体及び撤去の実施にあたり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、当該隣接地の所有者の同意を得ること。

８　当該対象被災家屋等の撤去等の実施について、近隣への周知を行うこと。

９　当該被災家屋等（残置物を含む。）の解体及び撤去に関して、すべての権利関係者（共有者、相続人、抵当権者等）の同意を得ており、市及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償等の請求を含む一切の不服申し立て及び紛争の提起をしないこと。

10　当該被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者の責任において解決すること。

11　申請書提出の際に提示された運転免許証など本人確認ができる書類を市が複写すること。

12　市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等にかかる固定資産税・都市計画税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧、照会及び提供をすること。

13　当該被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。

14　当該被災家屋の解体及び撤去のために収集した個人情報を市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。

15　市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

**申請者氏名（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印**

※申請者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。